

- Q. 旧大和小学校の跡地利用は
 Q. 町有住宅の空き家の処分は
 Q. 今後の商工行政の方向性は



樋坂 里子 議員

旧大和小学校の跡地利用は

質問 旧大和小学校が普通財産に移行した時に、世代間交流や中高生も利用できる地域の生活館的な利用を考えては。

町長 各行政区には活動拠点としての自治会館があり、大人数の時はゆめりあや改善センターなどの大きな施設があることから、行事の実施は可能である。

今、新十津川小学校の耐震化工事を計画しており、旧大和和小を代替校舎として利用する案もあるが、実施設計をしていないので利用するかは不明である。

校舎跡の利活用について

は、町民の皆さんの意見を聞いて、あまり遅くならないうちにその方向性を示したい。

町有住宅の空き家の処分は

質問 旧吉野診療所や旧大和診療所など町有住宅の公売について、インターネット等を利用した公売方法は検討されているのか。

町長 今年度当初は町有住宅42戸、売却したもの2戸、解体6戸で現在34戸を町が所有しており、うち26戸を貸し付けている。旧吉野・旧大和診療所などの普通財産と空き町有住宅や土地の不動産で売却可能物件は、町広報、ホームページで案内の掲示をしているが、インターネットオークションは行っていない。売却が望ましい物件で従前の手続きを経て処分できない場合は、オークションなどの競売も検討したい。



笹木 正文 議員

今後の商工行政の方向性は

質問 景気低迷・人口減少・商工業者の減少・補助金削減による商工会組織の広域化等の現状の中で、商工業者もとり商工会としても危機感を抱いている。この危機感を払拭するために商工会・商工業者も様々な努力をしているが、なかなか展望が開けない状況にある。

町においては色々な支援策を講じていただいているが、財政的にも困難な状況が続く中で、今後とも支援策を継続していただけるか否か伺いたい。

町長 国の数度の景気回復策の実施にも関わらず、その効

果は未だに見えない状況にあり、このような中で、地元建設業者はもとより、中小企業者の努力にも限界があると想像され、大変な状況下であると認識している。

平成20年度においては、中小企業保障融資事業の改正、北海道融資制度利子補給事業の実施、割増商品券発行事業と3つの新規事業を実施した。各融資事業は3年間の時限としており、プレミアム商品券については、今後商工会との相談により検討していく予定。そのほかの制度については現在の制度を維持継続する。

商店については「商店街は町の顔」という位置づけで整備し、また建設業においても国・道の制度を活用し公共事業の確保に努めたい。

長引く不況の中で今後も厳しい状態が続くと予想されるが、町として財政状況を検討しながら、出来る限り商工会・商工業者を支援したいと考える。